



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 15 日 (金)  
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (13) (地域振興課) . . . . . 4
	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例 (14) (教育・学術振興課) . . . . . 11
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (15) (福祉保健課) . . . . . 12
	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例 (16) (〃) . . . . . 16
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例 (17) (障がい福祉課) . . . . . 17

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が中核市の権限に属する事務とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 医療法等に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を市町村に移譲する。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取市が処理することとしている指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等について、法令上中核市である鳥取市の事務となる項目を削る。
- (2) 次の事務を鳥取市に移譲する。
  - ア 医療法に基づく地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び知事への送付
  - イ 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法及び薬剤師法に基づく氏名等の届出の受理及び知事への送付
  - ウ 環境大臣が定める特定動物の飼養又は保管の方法の細目に基づく事務
- (3) 鳥取市及び西伯郡南部町が処理することとしている農地を農地以外のものにする行為の許可等について、対象を4ヘクタール以下（現行 2ヘクタール以下）の農地等とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

私立高等学校等の教育環境の整備を促進するため、今後とも活用が見込まれる大規模修繕等事業に対する助成制度の期限を廃止する。

## 2 条例の概要

- (1) 私立高等学校等の大規模修繕等事業に対する助成について定める条例の失効期限を廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

県立社会福祉施設の見直しにより、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園及び皆生尚寿苑を平成31年3月31日限りで廃止し民営化することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 条例中、県立鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園及び皆生尚寿苑に係る規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

## ◇鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 倉吉市の民生委員の定数を167名（現行 166名）に増員する。
- (2) 施行期日は、平成31年12月1日とする。

## ◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、児童福祉法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、高齢者と障がい児又は障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障害児通所支援事業を行う者、居宅サービス若しくは介護予防サービスを行う者又は障害福祉サービス事業を行う者の指定の特例として共生型指定基準等が設けられたこと等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正

ア 指定に係る障害福祉サービスの種類に応じた指定障害児通所支援事業者又は指定居宅サービス事業者等により提供されること、事業所ごとに管理者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の共生型指定基準を定める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正

指定に係る居宅サービス又は介護予防サービスの種類に応じた指定障害児通所支援事業者又は指定障害福祉サービス事業者により提供されること、事業所ごとに管理者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の共生型指定基準等を定める。

## (3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正

指定に係る障害児通所支援の種類に応じた指定居宅サービス事業者等又は指定障害福祉サービス事業者により提供されること、事業所ごとに管理者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の共生型指定基準を定める。

## (4) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第13号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略	鳥取市	5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第51条の2第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所又は施設が鳥取市の区域のみに所在する指定事業者等に係るものに限る。（3）から(10)までにおいて同じ。）</u> (3) <u>第51条の2第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</u> (4) <u>第51条の2第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</u> (5) <u>第51条の3第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</u> (6) <u>第51条の3第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</u> (7) <u>第51条の4第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</u> (8) <u>第51条の4第2項の規定による公表</u> (9) <u>第51条の4第3項の規定による勧告に係る措置の命令</u> (10) <u>第51条の4第4項の規定による公示</u>	鳥取市

<p>(2) 略                  (3) 略                  (4) 略                  (5) 略                  (6) 略                  (7) 略                  (8) 略                  (9) 略</p>		<p>(11) <u>第51条の31第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定相談事業者に係るものに限る。(12)から(21)までにおいて同じ。）</u>                  (12) <u>第51条の31第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</u>                  (13) <u>第51条の31第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</u>                  (14) <u>第51条の32第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</u>                  (15) <u>第51条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</u>                  (16) <u>第51条の32第4項の規定による権限の行使の結果の通知</u>                  (17) <u>第51条の33第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</u>                  (18) <u>第51条の33第2項の規定による公表</u>                  (19) <u>第51条の33第3項の規定による勧告に係る措置の命令</u>                  (20) <u>第51条の33第4項の規定による公示</u>                  (21) <u>第51条の33第5項の規定による違反の内容の通知</u>                  (22) 略                  (23) 略                  (24) 略                  (25) 略                  (26) 略                  (27) 略                  (28) 略                  (29) 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)～(14) 略</p>	<p>鳥取市</p>	<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)～(14) 略                  (15) <u>第21条の5の26第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所</u></p>	<p>鳥取市</p>

<p>(15) <u>第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求（指定に係る事業所が鳥取市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。）</u></p>		<p>が鳥取市の区域のみに所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。(16)から(23)までにおいて同じ。)</p> <p>(16) <u>第21条の5の26第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</u></p> <p>(17) <u>第21条の5の26第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</u></p> <p>(18) <u>第21条の5の27第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</u></p> <p>(19) <u>第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</u></p> <p>(20) <u>第21条の5の28第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</u></p> <p>(21) <u>第21条の5の28第2項の規定による公表</u></p> <p>(22) <u>第21条の5の28第3項の規定による勧告に係る措置の命令</u></p> <p>(23) <u>第21条の5の28第4項の規定による公示</u></p>	
略		略	
<p>8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>第12条の2第1項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p>	鳥取市	<p>8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p>	鳥取市

(26) 略		(25) 略	
(27) 略		(26) 略	
(28) 略		(27) 略	
(29) 略		(28) 略	
(30) 略		(29) 略	
(31) 略		(30) 略	
(32) 略		(31) 略	
(33) 略		(32) 略	
(34) 略		(33) 略	
(35) 略		(34) 略	
(36) 略		(35) 略	
(37) 略		(36) 略	
(38) 略		(37) 略	
8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市	8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市
8の14 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市		
8の15 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市	8の14 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市
8の16 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市		
8の17 略		8の15 略	
8の18 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市	8の16 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市
8の19 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市		
8の20 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 略	鳥取市	8の17 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 略	鳥取市
8の21 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市		
8の22 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市		
8の23 略		8の18 略	

8の24 略		8の19 略	
8の25 略		8の20 略	
8の26 略		8の21 略	
8の27 略		8の22 略	
8の28 略		8の23 略	
8の29 略		8の24 略	
8の30 略		8の25 略	
8の31 略		8の26 略	
8の32 略		8の27 略	
8の33 略		8の28 略	
8の34 略		8の29 略	
8の35 略		8の30 略	
8の36 略		8の31 略	
8の37 略		8の32 略	
8の38 略		8の33 略	
8の39 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5） 略	鳥取市	8の34 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5） 略	鳥取市
8の40 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市		
8の41 略		8の35 略	
8の42 略		8の36 略	
略		略	
10の3 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（6） 略 （7） 第19条第1号の規定による過料の処分（（1）から（3）までに掲げる事務に係るものに限る。） （8） 第19条第2号から第4号までの規定による過料の処分	鳥取市	10の3 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（6） 略 （7） 第18条第1号の規定による過料の処分（（1）から（3）までに掲げる事務に係るものに限る。） （8） 第18条第2号から第4号までの規定による過料の処分	鳥取市
略		略	
19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（21） 略	鳥取市	19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（21） 略	鳥取市



<p>19の14 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第4号に規定する環境大臣の定めに基づく事務</p>	<p>鳥取市</p>		
<p>19の15 略</p>		<p>19の14 略</p>	
<p>19の16 略</p>		<p>19の15 略</p>	
<p>19の17 略</p>		<p>19の16 略</p>	
<p>19の18 略</p>		<p>19の17 略</p>	
<p>19の19 略</p>		<p>19の18 略</p>	
<p>19の20 略</p>		<p>19の19 略</p>	
<p>19の21 略</p>		<p>19の20 略</p>	
<p>19の22 略</p>		<p>19の21 略</p>	
<p>19の23 略</p>		<p>19の22 略</p>	
<p>19の24 略</p>		<p>19の23 略</p>	
<p>19の25 略</p>		<p>19の24 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>24の3 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（(2)及び(3)において「特定転用」という。）に係るものを除く。）                  (2)・(3) 略                  (4) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為（(5)及び(6)において「特定権利取得」という。）に係るものを除く。）                  (5)～(9) 略</p>	<p>鳥取市及び西伯郡南部町</p>	<p>24の3 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（(2)及び(3)において「特定転用」という。）に係るものを除く。）                  (2)・(3) 略                  (4) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為（(5)及び(6)において「特定権利取得」という。）に係るものを除く。）                  (5)～(9) 略</p>	<p>鳥取市及び西伯郡南部町</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表19の14の項及び24の3の項(1)から(6)までに掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第14号

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(この条例の失効)</u></p> <p>2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第15号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種別</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>鳥取県立喜多原学園</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	位置	略			児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種別</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>鳥取県立喜多原学園</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td rowspan="2">鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>鳥取県立皆生尚寿苑</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 65%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td>(1) 施設設備の維持管理に関する業務</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> <td>(2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>鳥取県</td> <td>(1) 施設設備の維持管理に</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	位置	略			児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市	鳥取県立鹿野第二かちみ園	養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市	種別	名称	業務	障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務	鳥取県立鹿野第二かちみ園	(2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務		(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）	養護老人ホーム	鳥取県	(1) 施設設備の維持管理に
種別	名称	位置																																					
略																																							
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																																					
種別	名称	位置																																					
略																																							
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																																					
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市																																					
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																						
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市																																					
種別	名称	業務																																					
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務																																					
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	(2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務																																					
		(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）																																					
養護老人ホーム	鳥取県	(1) 施設設備の維持管理に																																					

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="820 190 919 510">人ホーム</td> <td data-bbox="919 190 1018 510">立皆生尚寿苑</td> <td data-bbox="1018 190 1378 510">                 関する業務                  (2) 入所者の養護に関する業務                  (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）             </td> </tr> </table>	人ホーム	立皆生尚寿苑	関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）
人ホーム	立皆生尚寿苑	関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）		
	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第4条</u> 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>			
	<p>(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p><u>第5条</u> 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>			
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第3条</u> 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条</u> 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑にあっては、指定管理者。第11条から第13条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。</p>			
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p><u>第4条</u> 略</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>			
<p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p><u>第9条</u> 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥</p>			

取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用（指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものに限る。）に係る利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

5 第1項から第3項までの利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金）

第10条 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第41条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 前2項の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

（行為の制限等）

第6条 略

（行為の制限等）

第11条 略

<p>(措置命令) 第7条 略</p> <p>(利用許可の取消し) 第8条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。 (1)～(5) 略 (6) 正当な理由がなく使用料を滞納したとき。  (7)・(8) 略</p> <p>(規則への委任) 第9条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係) 略</p> <p>別表第2 (第4条関係) 略</p>	<p>(措置命令) 第12条 略</p> <p>(利用許可の取消し) 第13条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。 (1)～(5) 略 (6) 正当な理由がなく使用料又は利用料金を滞納したとき。 (7)・(8) 略</p> <p>(規則への委任) 第14条 略</p> <p>別表第1 (第7条関係) 略</p> <p>別表第2 (第7条関係) 略</p>
---	---

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;"><u>167人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		倉吉市	<u>167人</u>	略		<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;"><u>166人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		倉吉市	<u>166人</u>	略	
略													
倉吉市	<u>167人</u>												
略													
略													
倉吉市	<u>166人</u>												
略													

附 則

この条例は、平成31年12月 1 日から施行する。



鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第17号**

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、<u>第41条の2第1項第1号及び第2号</u>、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(基準)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 居宅介護及び重度訪問介護に係る法第41条の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。)は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定(訪問介護に係るものに限る。)</u>を受けている者により提供されること。</p> <p><u>(2) 別表第1(従業者の配置の項第1号(3)及び設備の項の規定を除く。)</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準、居宅介護及び重度訪問介護に係る共生型指定基準並びに居宅介護等に係る法第30条第1項第2号イの条例で定める基準(以下「該当基準」とい</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(基準)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準及び法第30条第1項第2号イの条例で定める基準(以下「該当基準」という。)は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービ</u></p>

<p>う。)は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>スの質の向上に配慮して規則で定める。</p>
<p>(基準)</p>	<p>(基準)</p>
<p>第10条 <u>生活介護(法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者が行う指定障害福祉サービス(以下「共生型障害福祉サービス」という。)を除く。)</u>に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。</p>	<p>第10条 生活介護に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p>3 略</p>
<p>(1) <u>児童福祉法第21条の5の3第1項の指定(児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。)</u>を受けている者、<u>介護保険法第41条第1項本文若しくは第42条の2第1項本文の指定(通所介護又は地域密着型通所介護に係るものに限る。)</u>を受けている者(以下「指定通所介護事業者等」という。)<u>又は同項本文若しくは同法第54条の2第1項本文の指定(小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。)</u>又は<u>介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。)</u>を受けている者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)<u>により提供されること。</u></p>	
<p>(2) <u>別表第3の中欄(従業者の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号から第3号までを除く。)</u>及び右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	
<p>4 <u>前3項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p>	<p>3 <u>前2項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p>
<p>(基準)</p>	<p>(基準)</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>
<p>2 <u>短期入所に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</u></p>	
<p>(1) <u>介護保険法第41条第1項本文の指定(短期入所生活介護に係るものに限る。)</u>を受けている者、<u>同法第53条第1項本文の指定(介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。)</u>を受けている者又は<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等によ</u></p>	

り提供されること。

(2) 別表第4（従業者の配置の項第1号(2)及び第2号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 前2項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第16条 自立訓練（共生型障害福祉サービスを除く。）に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。

2 略

3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。

(2) 別表第6の中欄（従業者の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。）及び右欄に掲げる基準を満たすこと。

4 前3項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
設備	1・2 略 3 <u>非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u>

2 前項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第16条 自立訓練に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
設備	1・2 略

略	略
---	---

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、<u>第72条の2第1項第1号及び第2号</u>、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、<u>第115条の2の2第1項第1号及び第2号</u>並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 <u>法第74条第1項及び第2項の条例で定める基準(以下「指定基準」という。)</u>は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>訪問介護に係る法第72条の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。)</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第29条第1項の指定(居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。)</u>を受けている者により提供されること。</p> <p>(2) <u>別表の1の表(設備の項の規定を除く。)</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>3 <u>通所介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法第21条の5の3第1項の指定(児</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)<u>並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 <u>指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</u></p>

<p><u>児童発達支援又は放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所における児童発達支援又は放課後等デイサービスを除く。）に係るものに限る。）を受けている者又は障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護又は自立訓練に係るものに限る。）を受けている者により提供されること。</u></p> <p><u>(2) 別表の6の表（従業者の配置の項第1号(2)から(5)まで及び第2号並びに設備の項第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準を満たすこと。この場合において、同表設備の項第4号中「前号ただし書の規定により」とあるのは「通所介護の」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>4 短期入所生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 障害者総合支援法第29条第1項の指定（短期入所に係るものに限る。）を受けている者（指定障害者支援施設が指定短期入所（短期入所に係る指定障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合の当該事業を行う事業所において指定短期入所を行うものに限る。以下「指定短期入所事業者」という。）により提供されること。</u></p> <p><u>(2) 別表の8の表（従業者の配置の項第1号(2)から(7)まで、第3号及び第4号並びに設備の項第1号から第4号までを除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u></p>	
<p><u>5 前各項に定めるもののほか、指定基準、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護に係る共生型指定基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p><u>第7条 法第115条の4第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「介護予防指定基準」という。）は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 介護予防短期入所生活介護に係る法第115条の2の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準</u></p>	<p><u>2 前項に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p><u>第7条 指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</u></p>

<p>(以下「共生型介護予防指定基準」という。)は、 次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定短期入所事業者により提供されること。</u></p> <p>(2) <u>別表の8の表(従業者の配置の項第1号(2)から(7)まで、第3号及び第4号並びに設備の項第1号から第4号までを除く。)</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、介護予防指定基準、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防指定基準及び法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p>	<p>2 <u>前項に定めるもののほか、指定介護予防サービスの事業者、設備及び運営に関する基準並びに法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p>
---	--

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、<u>第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法、介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運</p>

営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準(以下「指定基準」という。)は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。)は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定(通所介護に係るものに限る。)、同法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。))に係るものに限る。)、同法第54条の2第1項本文の指定(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。))又は障害者総合支援法第29条第1項の指定(生活介護に係るものに限る。))を受けている者により提供されること。

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 児童発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第1号(1)イからエまで及び(2)から(4)まで並びに第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、第2号並びに第3号並

営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

<p>びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p><u>イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表</u> (<u>従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)</u>に掲げる基準</p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>(1) 生活介護</p> <p>(2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（複合型サービスに該当するものを含む。）</p>	<p><u>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護</u></p> <p>(2) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</u></p>
---	---

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。